

第10表 労働災害

本表は労働基準法施行規則様式第26号の1及びこの労働者死傷者報告書によつた昭和29年中にかんするものである。このうち業務外の負傷及び疾病並びに業務上の疾病中、肺病、鉛中毒等発生日の明らかでない職業性疾患、または食中毒及び急性伝染病は含まれていない。

産 業	総 数		死 亡		休業8日以上		休業8日未満	
	計	(内)男	計	(内)男	計	(内)男	計	(内)男
昭和26年	41 754	38 535	235	215	23 263	21 224	18 266	17 096
“ 27年	33 796	30 690	215	209	20 410	18 350	13 171	12 131
“ 28年	37 764	33 787	212	202	24 334	21 446	13 218	12 139
昭和29年	39 066	35 231	256	243	28 475	25 418	10 335	9 570
製造工業	23 743	20 232	89	80	16 706	13 930	6 948	6 222
金属精錬業	199	199	2	2	61	61	136	136
金属工業	9 205	8 230	22	22	6 648	5 790	2 535	2 418
機械器具工業	5 848	5 117	21	20	3 879	3 327	1 948	1 770
ガス業	125	117	-	-	61	55	64	62
電気業	111	110	5	5	67	66	39	39
水道業	32	32	2	2	20	20	10	10
化学工業	2 015	1 820	10	9	1 238	1 106	767	705
窯業または土石工業	684	586	2	2	473	401	209	183
製材または木製品工業	1 547	1 365	2	2	1 224	1 076	321	287
紡織工業	2 164	1 233	5	3	1 587	901	572	329
食料品工業	802	619	12	10	642	494	148	115
印刷または製本業	378	307	-	-	266	209	112	98
その他の工業	633	497	6	3	540	424	87	70
土石採取業	119	116	7	6	88	86	24	24
交通運輸事業	1 181	1 128	22	22	922	881	237	225
日本国有鉄道	248	248	8	8	179	179	61	61
地方鉄道及び軌道業	344	310	6	6	244	216	94	88
その他の運輸事業	589	570	8	8	499	486	82	76
建設事業	6 440	6 319	92	91	5 365	5 253	983	975
地下鉄道建設事業	60	58	-	-	27	25	33	33
鉄骨鉄筋建設事業	1 729	1 699	15	15	1 368	1 339	346	345
一般土木事業	2 705	2 656	31	31	2 248	2 206	426	419
鉄道軌道建設事業	48	47	1	1	47	46	-	-
建築事業	1 185	1 163	20	20	1 034	1 012	131	131
その他の建設事業	713	696	25	24	641	625	47	47
貨物取扱事業	6 977	6 912	31	31	4 883	4 824	2 063	2 057
港湾荷役事業	2 740	2 728	13	13	1 587	1 577	1 140	1 138
貨物取扱事業	4 237	4 184	18	18	3 296	3 247	923	919
林業	41	36	-	-	41	36	-	-
その他の事業	565	488	15	13	470	408	80	67

(注) 資料 大阪労働基準局。

附 録

附 録 1. 市 町 村 廢 置 分 合 史

昭和30年4月1日以前については昭和29年版大阪府統計年鑑に掲載してある。

年 月 日	市 郡 名	町 村 名	処 分 の 形 態
昭和 30. 4. 1	泉 北 郡	泉ヶ丘 町	合併、昇格(町制施行) 泉北郡久世村、東陶器村、西陶器村及び上神谷村を廃しその区域をもつて泉北郡泉ヶ丘町を設置する。
昭和 30. 4. 1	泉 南 郡	岬 町	合併、昇格(町制施行) 泉南郡淡輪村、桑日町、孝子村及び多奈川町を廃しその区域をもつて泉南郡岬町を設置する。
昭和 30. 4. 1	北 河 内 郡	交 野 町	合併、昇格(町制施行) 北河内郡交野町及び星田村を廃しその区域をもつて北河内郡交野町を設置する。
昭和 30. 4. 1	南 河 内 郡	高 鷲 町	昇 格(町制施行) 南河内郡高鷲村を町とする。
昭和 30. 4. 3	茨 木 市		編 入 三島郡福井村、石河村、見山村及び清溪村を廃しその区域を茨木市に編入する。
昭和 30. 4. 3	高 槻 市		編 入 三島郡三箇牧村を廃しその区域を高槻市に編入する。
昭和 30. 4. 3	八 尾 市		編 入 中河内郡南高安町、高安村及び曙川村を廃しその区域を八尾市に編入する。
昭和 30. 4. 3	大 阪 市		編 入 中河内郡長吉村、瓜破村、矢田村、加美村、巽町及び北河内郡茨田町を廃しその区域を大阪市に編入する。
昭和 30. 4. 15	豊 能 郡	東 能 勢 村	編 入 茨木市の大字高山を廃しその区域を豊能郡東能勢村に編入する。
昭和 30. 10. 15	吹 田 市		編 入 三島郡山田村を廃しその区域を吹田市に編入する。
昭和 30. 10. 15	枚 方 市		編 入 北河内郡津田町を廃しその区域を枚方市に編入する。
昭和 31. 1. 1	南 河 内 郡	志 紀 町	昇 格(町制施行) 南河内郡志紀村を町とする。
昭和 31. 4. 1	大 東 市		合併、昇格(市制施行) 北河内郡南郷村、住道町及び四条町を廃しその区域をもつて大東市を設置する。

(注) 資料 大阪府総務部統計課。

昭和30年版 大阪府統計年鑑

昭和31年2月1日 印刷

昭和31年3月31日 発行

発行所 大阪府総務部統計課

大阪市東区大手前の町2の1
電話 東 3077

印刷所 中外印刷株式会社

大阪市北区菅栄町43
電話 堀川 3105・4227
4228・4229